

公益通報者保護制度検討委員会懇談会議事要旨

1. 日 時 平成 15 年 1 月 24 日 (金) 10 : 00 ~ 12 : 00

2. 場 所 永田町合同庁舎共用第一会議室

3. 出席者

(懇談会)

松本委員長, 浅岡委員, 荒木委員, 稲岡委員, 岩田委員, 遠藤委員, 大村委員, 片山委員,
佐伯委員, 清水委員, 高濱委員, 升田委員, 宮本委員, 渡邊(和)委員, 渡邊(佳)委員

(事務局)

木村大臣政務官、永谷国民生活局長、田口官房審議官、河官房審議官、堀田国民生活局総務
課長、中村消費者企画課長、幸田消費者調整課長 ほか

4. 概要

木村大臣政務官の挨拶の後、事務局より、配布資料に基づいて説明。その後、議題ごとに大要
以下の議論がなされた。

(1) 公益通報者保護制度検討委員会運営要領 (案) について

- ・運営要領 (案) について、事務局より説明後、了承を得た。
- ・委員長より、委員長代理として升田委員が指名された。

(2) 公益通報者保護制度に関する今後の検討について

- ・企業において、ヘルプライン等の体制整備が進んでおり、こうした企業の自主的取組みが阻害されないような制度設計をお願いしたい。
- ・消費者の利益擁護を図るための方策として制度を位置付けることは理解できるが、公益通報者保護という点に着目した場合、消費者利益に通報の範囲を限定することはバランスを欠くのではないか。
- ・法制化を考える場合、現行法制で足りないものが何かを明確にした上で、検討すべき。
- ・ヘルプライン等の体制や制度を整備している企業においても、従業者が当該制度等を利用して通報した結果、不利益な取扱いを受ける例もある。企業の自主的取組みが進んでいる現状は評価されるべきであるが、法的な公益通報者保護制度が必要ないということではない。公益通報者を取り巻く実情を踏まえ検討する必要がある。
- ・通報者側にとっても、本制度が保護に十分資するものでなければならない。また、一方で企業も自主的取組みをはじめており、通報者や企業、ひいては社会全体にとって良い制度を目指して検討すべき。
- ・行政規制や裁判制度に拠らない形で消費者の利益擁護を図る方策も必要であり、こうした見地から、本制度整備後、制度そのものが必ずしも実効性を有しないとしても、その波及効果を考えれば、制度整備の意義がある。

- ・諸外国のうち、EU諸国においては、公益通報者保護法制が整備されているのか。整備されていない場合の理由は何か。
現在、調査中であるが、大陸系のフランスにおいては、労働者保護の仕組みが確立されていることから、公益通報者保護に関しては法制化されていない。ドイツにおいては、一部民間団体において必要性が提言されているが、まだ法制化には至っていないと承知している。本件については、引き続き調査していきたい。
- ・企業が自主的取組みをしていることは評価できるが、内部の体制が整備されても、性善説に立つべきではない。また、商品やサービスの提供が多様化・複雑化している現状において、消費者は企業内部の情報を把握できないという点に着目すべき。
- ・立法は、立法事実 立法目的 立法というプロセスを経る。立法にあたっては、立法が必要とされる実態がどうなのかという立法事実を踏まえ、実情に即した検討が必要である。
- ・インターネットの普及もあいまって各方面からのたれ込みが増えており、このことは企業の存亡に関わる重大な問題である。しかし、制度が整備されることによって、通報者が不当な取扱いから保護されるのと同時に、企業にとってはこうしたたれ込みが抑止されるという点でメリットがあるのではないか。
- ・通報した従業員が受ける不利益としては、表面的にはわからない不利益も考えられる。したがって、通報者の保護を考える上では、不利益な取扱いの範囲を明確にする必要がある。
- ・消費者の利益擁護を主たる目的とするならば、公的部門より提供される対消費者サービスについても通報内容として対象とすべきではないか。
- ・諸外国の労働法制については、各国それぞれの事情や体系を抱えているため、日本に直接あてはめて考えることはできない。
- ・労働法において、解雇については労働基準法上、一定の予告期間を置けば解雇は自由とされているが、判例により解雇権濫用の法理が確立しており、法理上制限されている。しかし、労働者への不利益取扱いは左遷や配転など事実行為として行われる場合もあることから、通報者の保護を考える場合、こうした点を踏まえ、検討する必要がある。
- ・刑事罰の観点からは、通報と守秘義務違反、秘密漏示罪との関係、通報するために必要な証拠収集行為が、どこまで窃盗罪、横領罪になるのか、また、通報の過程で、証拠収集行為がどこまで必要となるのか（例えば、単に違法な行為を通報するだけであれば、証拠収集行為は必要ない）、解雇等の不利益な取扱いに対する事業者への行政刑罰といった点が問題であり、検討する必要がある。
- ・企業が総会屋に資金供与する場合や汚水を排出する場合等について、どのように考えるのか。
消費者利益の擁護を目的とする仕組みを考える場合においても通報内容の捉え方には幅があると考えられる。制度でどこまで対処すべきか明確にする必要があることを踏まえ、今後議論いただきたい。

- ・不実の通報について、どのように判断するのか。また、その場合に、企業から名誉毀損罪を問われるケースを想定しているのか。
- ・通報が不実か否かについては、最終的には、裁判所が判断することになる。名誉毀損罪については、民事責任も同様であるが、要件として不特定多数に公表することが必要となることから、守秘義務を有している機関を通報先とすれば、公にされることがないため、あまり問題にはならない。また、真実であると信じるに足る合理的な理由を有していれば、同様に名誉毀損罪に問われることはないのではないか。
- ・制度の法制化のイメージとして具体的にはどのようなものを想定しているのか。
 制度の主たる目的の定め方によって、法の仕組みも異なる。具体的には、労働契約上のルールという観点から不利益な取扱いを無効とする方法、あるいは原子炉等規制法と同様に、不利益な取扱いを禁止し、罰則を設ける場合は、構成要件を明確にする必要があることから、関係法令を明確化する方法がある。
- ・消費者関連の法令について、その範囲をどう捉えるべきか。商品やサービスといった取引対象に着目するのか、あるいは関係法令を明確化するのか。
 罰則を設ける場合は、関係法令を全て明確化する必要がある。民事ルールであれば、例示的な規定振りで足りるのではないかと考える。いずれにしても、今後検討いただきたい。
- ・通報者については、顕名を前提に議論するのか。匿名の場合の通報をどのように考えればよいか。
 事業者内部の通報及び行政への申告制度において匿名が認められるどうかの問題がある。通報したことによる不利益を防止する観点からは、匿名性が最後まで確保されるのであれば通報者が不利益を受けることはなく、法律で保護する必要はないわけであるが、内部で犯人探しが行われた結果、通報者が分かった場合に、匿名による通報は誠実でないから保護しないとすることなのかどうかについて、今後検討する必要がある。
- ・公益通報と解雇等の不利益な取扱いの関係については、裁判で判断されると思うが、その因果関係について検討しているか。
 立証責任の問題であろうと思うが、今後検討いただきたい。
- ・事業者内部への通報は、内部で証拠隠滅等がなされるおそれもあることから、事業者内部への通報を前置とする手続きとすべきでない。この手続きを置く必要性として、事業者の自浄作用を促すこと以外に、どのような要素が考えられるのか。
 昨年、11月5日開催の消費者政策部会においても議論されたところ。次回、整理の上紹介させていただきたい。
- ・事業者内部への通報を前置とする手続きの場合、通報を受けた事業者にはどのような対応義務を設けるのか。イギリスの法制ではどのような規定がなされているか。
 今後、議論が必要である。イギリスの法制については、労働法を改正し、公益通報者を保護する仕組みが採用されていることから、企業に対する努力義務は設けられていない。

次回開催は2月20日(木)9:30からの予定(議題:制度の具体的内容について)。

以上

この議事要旨は暫定版であり,修正されることもありえる。